

議案第18号

守口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

守口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

守口市固定資産評価審査委員会条例（平成24年守口市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び住所又は居所」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 審査の申出に係る処分の内容

第6条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第10条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第12条第5項第1号及び第8項第3号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改める。

第15条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

（1） 主文

（2） 事案の概要

（3） 審査申出人及び市長の主張の要旨

（4） 理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の守口市固定資産評価審査委員会条例第6条第2項、第3項及び第6項、第10条第2項及び第4項並びに第15条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。